

全ト協発第132号(輸)
平成26年6月18日

各都道府県トラック協会
会長様

(公社)全日本トラック協会
会長 星野 良三



「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日付国自貨第91号)の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局貨物課長より別添のとおり通達がありましたので、お送りいたします。

本通達により、繁忙期における有償運送許可の取扱いが、下記のとおり変更となりますので、傘下会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可に係る主な変更点>

- 許可に際し、輸送品目の制限が行われなくなりました。
- 夏期及び秋期繁忙期の具体的期間が、各運輸局のそれぞれ定めた1~2ヶ月程度から、次の期間に拡大され統一されました。
 - ◇夏期繁忙期：毎年6月1日から同年8月31日まで
 - ◇秋期繁忙期：毎年9月1日から同年11月30日まで
- なお、年末年始繁忙期(毎年11月10日から翌年1月10日まで)は従来どおりです。
- 自動車の使用停止以上の処分を受けている事業者や、保有車両数5両未満の事業者は、有償運送の許可を受けられなくなりました。

※平成26年7月1日より実施されます。

以上



○ 年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成15年2月14日付国自貨第91号）

自動車交通局貨物課長 から 各地方運輸局自動車交通部長
 関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 あて
 沖縄総合事務局運輸部長

新	旧
<p>平成15年 2月14日付国自貨第91号 一部改正 平成26年 6月 9日付国自貨第16号</p>	<p>平成15年2月14日付国自貨第91号</p>
<p>例年、年末年始及び夏期等繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみには、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引続き、年末年始及び夏期等繁忙期については、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>例年、年末年始及び夏期等繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみには、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引続き、年末年始及び夏期等繁忙期については、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>年末年始及び夏期等繁忙期における トラック輸送対策について</p>	<p>年末年始及び夏期等繁忙期における トラック輸送対策について</p>
<p>1 年末年始及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。</p> <p>(1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとし、<u>運送需要者欄には、トラック運送事業者を記入すること。</u></p> <p>(2) 前項の許可申請においては、当該有償運送に係るトラック運送事業者からの代理申請を認めることとし、<u>この場合においては、運送需要者欄には、代理申請者を記入すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 年末年始及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、同時期に限って自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可に際して、<u>輸送品目の制限は行わないものとする。</u></p> <p>3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、<u>運送需要者であるトラック運送事業者に対し、次のとおり指導すること。</u></p> <p>(1) <u>当該許可に係る自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。</u></p> <p>(2) <u>運転者に対する自動車事故、荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、利用者とのトラブルの防止に努めること。</u></p> <p>4 運送需要者であるトラック運送事業者が、行政処分を受けている事業者等に該当する場合は、<u>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>(1) <u>法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分を受けている事業者に該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。</u></p>	<p>1 百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可については、<u>年末年始及び夏期繁忙期に限って次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。</u></p> <p>(1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとする。</p> <p>(2) 前項の許可申請においては、当該有償運送に係るトラック運送事業者からの<u>一括申請を認めることとする。</u></p> <p>(3) 自家用自動車の有償運送の許可は、別紙様式2のとおりとする。</p> <p>2 <u>乗用車については、年末年始及び夏期繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、同時期に限って自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、前記許可に係る自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう十分指導すること。</u></p> <p>3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、<u>当該トラック運送事業者に対し、運転者に対する自動車事故、荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施するよう指導することとし、利用者とのトラブルの防止に努めること。</u></p>

(2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする。(貨物軽自動車運送事業者を除く。)

なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。

5 年末年始及び夏期等繁忙期の具体的期間については、次のとおりとし、各繁忙期ごとの申請及び許可を行うものとする。

- (1) 年末年始繁忙期
毎年11月10日から翌年1月10日まで
- (2) 夏期繁忙期
毎年6月1日から同年8月31日まで
- (3) 秋期繁忙期
毎年9月1日から同年11月30日まで

6 (略)

附 則 (平成26年 6月 9日付国自貨第16号)

改正後の通達は、平成26年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

4 年末年始及び夏期繁忙期の具体的期間については、次のとおりとする。

- (1) 年末年始繁忙期
毎年11月10日から翌年1月10日まで
- (2) 夏期及び秋期繁忙期については、それぞれ次の期間内において各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定するものとする。

① 夏期繁忙期
毎年6月1日から同年8月31日まで

② 秋期繁忙期
毎年9月1日から同年11月30日まで

5 各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可状況については、毎年度3月末日までに別紙様式3により各地方運輸局において、その実態を把握することとする。

新

旧

様式 1

有償運送許可申請書

平成 年 月 日

支局長 殿

住所

氏名又は名称 印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者(運送事業者)の氏名又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

※ 運送事業者欄には、営業所名まで記載するものとする。

様式 1

有償運送許可申請書

平成 年 月 日

支局長 殿

住所

氏名又は名称 印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第80条第1項の規定により申請します。

運送需要者の氏名又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

新

様式1 (代理申請用)

有償運送許可申請書

平成 年 月 日

支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人

住 所

氏名又は名称

印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者(運送事業者)の氏名又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区 間	(例) 〇〇配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

※ 運送事業者欄には、営業所名まで記載するものとする。

旧

様式1 (代理申請用)

有償運送許可申請書

平成 年 月 日

支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人

住 所

氏名又は名称

印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第80条第1項の規定により申請します。

運送需要者の氏名又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区 間	(例) 〇〇配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

新

有償運送許可申請者名簿

(略)

旧

有償運送許可申請者名簿

番号	住所・氏名 [㊤]	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

新

様式 2

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
有 償 運 送 許 可 期 間	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 3 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
-----	---

平成 年 月 日第 号許可

印

旧

様式 2

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
有 償 運 送 許 可 期 間	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
-----	---

平成 年 月 日第 号許可

印

新

旧

様式 3

様式 3

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況（平成 年度）

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況（平成 年度）

（単位：件、両）

（単位：件、両）

運 輸 支 局 名	繁忙期 の種別	許 可 対 象 別	許 可 件 数	登録自動車		軽自動車		合 計			備 考
				貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計	
	夏 期	運送事業者									
		そ の 他									
		計									
	秋 期	運送事業者									
		そ の 他									
		計									
	年 末 年 始	運送事業者									
		そ の 他									
		計									
合 計	運送事業者										
	そ の 他										
	計										

運 輸 支 局 名	繁忙期 の種別	許 可 対 象 別	許 可 件 数	登録自動車		軽自動車		合 計			備 考
				貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計	
	夏 期	運送事業者									
		そ の 他									
		計									
	秋 期	運送事業者									
		そ の 他									
		計									
	年 末 年 始	運送事業者									
		そ の 他									
		計									
合 計	運送事業者										
	そ の 他										
	計										

（注）夏期及び秋期に係る許可期間が局管内同一でない場合は支局ごとに備考欄に当該許可期間を記入すること。